

広 報

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年11月

第18号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁

特集 総合防災訓練



C O N T E N T S

巻頭言

内閣府特命担当大臣(防災担当) 井上喜一 …… 2

ご挨拶

内閣府副大臣 佐藤剛男 …… 3

内閣府大臣政務官 森元恒雄 …… 4

グラビア …… 5

災害報告

平成15年(2003年)十勝沖地震 …… 6

三宅島噴火非常災害対策本部会議 …… 7

海外における災害 …… 7

特集 総合防災訓練

平成15年度総合防災訓練報告 …… 8

平成15年度の今後の訓練予定 …… 9

(寄稿)

八都県市合同防災訓練における埼玉県の取り組み(埼玉県) …… 10

GPSを使い密集市街地で避難訓練(東京都板橋区) …… 11

大手町・丸の内・有楽町地区での防災訓練(三菱地所) …… 12

特別寄稿 大妻女子大学教授・NHK解説委員 藤吉洋一郎 …… 13

シリーズ 住宅の耐震化の推進(第1回) …… 14

動向・報告

東南海、南海地震に係る地震防災対策推進地域について …… 16

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 …… 18

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会 …… 19

住宅における地震被害軽減方策検討委員会発足 …… 19

トピックス

国際防災オープンフォーラムで震災対策を議論 …… 20

information

7月の梅雨前線による災害の激甚災害指定 …… 21

台風10号と前線による災害の激甚災害指定 …… 21

防災ポスターコンクールの応募状況 …… 22

「防災とボランティアのつどい」開催のお知らせ …… 22

土砂災害の「地域防災力評価診断」をホームページに掲載 …… 22

人事異動 …… 23

被災者生活再建支援金の支給状況 …… 23

9月～11月の動き …… 23

12月～1月の行事予定 …… 23



内閣府特命担当大臣
(防災担当)

井上 喜一

防災行政を担当するにあたって

一 のたび、防災ならびに内閣官房の有事法制を担当することになりました。いずれも、国家の第一義的な責任である国民の生命、財産を守ることに深く関わる仕事であり、身を引き締めて、全力で取り組んでまいります。特に、いつどこで起こるか分からない災害に対しては、緊張感を持って迅速かつ的確に対応していきたいと考えています。

わが国は、地震、風水害、火山噴火等の自然災害に見舞われやすい世界有数の国であり、毎年のように台風や大雨などによる風水害や地震の被害が発生しています。最近では、台風10号および14号や、宮城県北部を震源とする地震、十勝沖地震などがあり、少しさかのぼれば誰もが忘れ得ぬ阪神・淡路大震災がありました。日本国中誰でも災害に遭う可能性があるということを念頭に置いて、日頃から備えておく必要があります。

災害に対応するためには、国、地方公共団体が行う「公助」、住民自身が自らを守る「自助」、隣近所同士で助け合う「共助」の連携が必要です。特に、広域にわたる大災害の場合、「公助」の重要性は言うまでもありませんが、被害を軽減するためには、「自助」、「共助」が極めて重要になります。

「自助」については、行政が住民に災害の危険情報をハザードマップなどにより平常時から提供すること、また住民の方にはこの情報に対応して自らを守るための備えをしていただくことが重要です。例えば、自分の家を耐震診断し、必要に応じて耐震補強していくことも「自助」の一つです。また、「共助」については、阪神・淡路大震災において要救助者の8割以上が隣近所の人に救助されたと言われていることから、地域コミュニティや隣近所の人との絆の重要性について住民の方に認識していただくことが必要です。

当面の課題として、まず、噴火災害による避難生活が長期化している三宅島民の帰島については、東京都や三宅村と話し合い、帰島の準備を具体的に進めてまいります。また、地震対策については、今できる万全の対策を考え、さらにそれを的確に実行できる体制の整備が必要です。長年の経験や知見の積み重ねにより、被害軽減のノウハウが少しずつ蓄積されてきてはおりますが、今後もより一層の検討が必要です。

防災は多くの省庁が関係する総合的な施策です。内閣府はそのとりまとめ役であり、政府が一丸となって取り組むことのできるよう心してまいりたいと考えています。

私の座右の銘は、「初心忘るべからず」です。自分は未熟であるということをおぼろげに忘れず、真摯に議論を重ね、防災行政を充実していきたいと思っております。

相次ぐ自然災害に備えて



内閣府副大臣
佐藤 剛男

このたび、内閣府副大臣を拝命いたしました。今年に入ってから震度6弱以上を記録する地震が宮城県と北海道で発生するなど気がかりな状況が続いておりますが、国民の生命・財産を守るために精一杯努力していく所存です。

就任早々の9月26日朝4時50分頃に平成15年十勝沖地震が発生しました。私は、小泉総理の指示を受けて、地震発生当日の夕方、政府の現地調査団の団長として、北海道に向かいました。19時頃に十勝帯広空港に到着後、北海道から被害の概要説明を受け、翌9月27日には帯広、広尾、釧路などの被災地を調査しました。そして、その日の夜半には東京に戻って来まして、井上防災担当大臣に被害状況の報告をいたしました。

今回の地震は、釧路沖を震源とするマグニチュード8.0という大きな規模の地震でしたが、時間的に早朝に発生したこと、寒冷対策のために厚い壁、軽い屋根を備える建物が多く、住家の被害が比較的少なかったことなど、不幸中の幸いという面があったのではないかと思います。しかしながら、出光興産北海道製油所の2度にわたるタンク火災の発生、釧路空港での管制塔被災による空港閉鎖、沿岸部での液状化被害など、社会にも大きな影響を及ぼす被害も発生しました。公共土木関係への被害が大きかったことから、局地激甚災害指定の検討も視野に含め、被災地への何らかの経済的な支援措置が必要と考えています。

今回現地を視察した中で、特に印象に残っているのが津波による被害です。甚大な被害こそ発生はしませんでした。それでも川で釣りをしていた方がさらわれて行方不明になられたり、岸壁や海岸に漁船が打ち上げられるなど、予想以上に津波のエネルギーがすさまじいという現実を目のあたりにしました。今後発生が懸念されている東海地震、東南海、南海地震などの地震においても津波の発生が予想されていますが、今回の現地調査により津波対策の重要性をさらに深く認識させられました。現在国が進めている地震対策の検討においても、津波対策は力を入れるべき課題だと実感しました。もうひとつ感じたことは、災害発生直後に迅速に応急対応を行えるような機能を平常時から整えておくことが非常に重要であるということです。このような機能を持つ組織のひとつに消防団がありますが、消防団は被災地において、まず最初に応急対応にあたるということで、大変重要な存在であると思います。

わが国では、地震のほか、風水害や火山噴火災害など、社会的に大きな影響を与えかねない災害が頻発しています。今後も災害を避けられない日本にとって、どのような防災対策が必要か、さらに深く考えていきたいと思っております。

安心な社会は、災害対策と 消防防災の充実強化から



内閣府大臣政務官
森元 恒雄

— のたび内閣府大臣政務官を拝命いたしました。議員に立候補する
前の自治省での勤務は、国と地方を往復する生活で、岐阜県副知事をはじめ、地方では防災行政を担当する機会もありました。私自身はこれまで大きな災害に遭遇したことはありませんが、不思議に私が出向していた地を離れた途端に災害が起きるといった経験が幾度もありました。長崎県に出向していた頃、約270年前に大噴火があったので、そろそろ警戒しなければと話していたら、長崎を離れた後に雲仙普賢岳の噴火災害が起きました。また、兵庫県では離任してから半年後に阪神・淡路大震災が発生しました。それまで関西では大地震は起きないと言われていただけに、災害は忘れた頃にやってくる、災害はいつ何時起こるか分からないものであることを改めて強く感じました。阪神・淡路大震災では、直下にある活断層が地震を起こしましたが、このような基本的な情報がそれまで全く伝わっていませんでした。また、地震が発生した後も、対策を打つために必要となる被害情報を即座に把握できないという状況がありました。

日本では、戦後50年経過する中で治水事業をはじめ、防災に関する事業が熱心に進められ、水害、土砂災害、大火災は減ってきています。しかし、地震に関しては、予測が困難であるうえに、ひとたび発生すると大きな被害を及ぼすことから、特に重点を置くべきであると考えています。ハードとソフト両面の対策をうまく組み合わせながら、事前に万全の対策をとるとともに、災害が発生した場合は、速やかにあらゆる手段を総動員することが重要であると思います。

また、安全で安心な社会をつくるうえで、消防防災組織の充実を図ることが極めて重要であると日々考えています。災害が起きた後の救援や復旧を迅速かつ効果的に行うためには、住民同士お互いの助け合いが必要ですが、それを組織的に行うのが消防団です。消防団の一員がいる家庭や、消防団がしっかりしている地域では、普段から防災活動がきちんと行われていると言われており、出火件数や犠牲者が他の地域と比べて少なくなっています。消防団はボランティアの原型と言われていますが、このような住民の協力関係こそ大事です。最近、消防団員の数が減りぎみですが、その強化は重要です。また、防災はとかく男の仕事と思われがちですが、家庭での初期消火活動やご高齢の方の迅速な避難、被災した後のきめ細かな介護など、女性ならではの防災活動にも期待したいと思います。

日本は災害列島であり、特に地震は発生する確率が高い地域に位置しています。自然災害そのものを避けることはできませんが、万一災害が発生した場合でも、極力その被害を小さくするため、災害に対し、油断しないであらかじめ十分な対策をとったり、心の備えをしたりして、迅速に手を打てるような体制をしっかりと築いておく必要があると思います。

防災担当大臣就任記者会見（9月22日）



三宅島視察（10月8日）



島の現況の説明を受ける井上防災担当大臣

平成15年（2003年）十勝沖地震



佐藤副大臣を団長とする現地調査団が視察（浦河町字常盤町）



内部が激しく壊れた住宅（浦河町字東栄）

写真提供（左右とも）：北海道浦河町



津波により被害を受けた船舶（豊頃町大津漁港）



崩壊した道路（道道912号大津長節線）



液状化により浮き上がったマンホール

写真提供（以上4点）：北海道豊頃町

平成15年(2003年)十勝沖地震

災害の状況

平成15年9月26日4時50分頃、釧路沖深さ約42kmでマグニチュード8.0の地震が発生し、北海道新冠町、静内町、浦河町、鹿追町、幕別町、豊頃町、忠類村、釧路町および厚岸町で震度6弱を観測したほか、北海道の一部で震度5強を観測しました。

また、同日6時8分頃、十勝沖深さ21kmでマグニチュード7.1の地震が発生し、北海道浦河町で震度6弱を観測したほか、新冠町で震度5強を観測しました。

この地震は、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生したもので、昭和37年3月4日十勝沖地震(M8.2)の震源とほぼ同じところで発生したプレート境界地震であり、地震調査委員会が想定していたM8クラスの十勝沖の地震であると考えられます。また、この地震により、広尾町十勝港(検潮所)で2.5m、えりも町百人浜で遡上高4.0mなど、北海道から東北地方にかけての太平洋沿岸で津波が観測されました。

この地震により北海道および東北各地に被害が発生し、人的被害として行方不明者2名、負傷者849名、住家被害として全壊101棟、半壊127棟、一部破損1,588棟となっています(総務省消防庁調べ:11月10日現在)。

この地震によって火災が4件発生し、そのうち苫小牧市の出光興産北海道製油所では、9月26日地震発生直後に出火し同日鎮火した後、9月28日に再び出火し9月30日に鎮火しました(総務省消防庁調べ:10月31日現在)。

また、津波の危険などのため、北海道と岩手県の15町村では14,154世帯(37,176人)に対して避難勧告を出し、9月26日をピークとして自主避難を含めて7,429人が避難しました(総務省消防庁調べ:10月11日には避難者数0人)。

ライフライン関係では、電力・上水道にそれぞれ供給停止の被害が生じ(電力:9月26日21時13分まで、上水道:10月3日18時まで)電話などの通信にも輻輳が発生したため通信規制が実施されました(9月26日14時33分まで)。



堤防の被害を視察する佐藤内閣府副大臣(現地調査団)

また、鉄道などの交通機関にも、JR北海道で施設被害による運休が発生するなど大きな影響が出たほか、道路・河川・港湾・下水道などの公共土木施設399か所(10月15日現在)、農地・漁港などの農林水産業関係370か所(10月9日現在)、文教施設359か所(10月1日現在)、社会福祉施設等50か所(10月8日現在)の被害が発生しました。

政府の対応

地震発生後ただちに、各省庁の防災担当者が官邸危機管理センターに参集し、自衛隊、警察、消防、国土交通省などのヘリコプターからの映像や消防の固定カメラの映像を含めて、迅速な情報収集を行うとともに、内閣府の地震防災情報システム(DIS)を稼働させて、建物被害や人的被害などを推計し、概括的な被害規模の把握に努めました。また、官邸危機管理センターに参集した関係省庁の局長級職員などによる緊急参集チームにより、収集された情報を集約・確認することにより、政府として被害の実態把握と対応方針の決定を早期に行うことができました。

8時30分には内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害情報や各省庁の対応状況について情報の共有を図りました。また、同日6時49分には情報先遣チームとして内閣府企画官以下3名の職員を、16時54分には佐藤内閣府副大臣を団長とする現地調査団12府省庁36名を北海道へ派遣しました。さらに応急対策として、自衛隊の災害派遣、警察の広域緊急援助隊や緊急消防援助隊の派遣、海上保安庁による行方不明者の捜索など、さまざまな支援活動を行いました。

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金制度も静内町および浦河町に適用されました(10月22日報告、適用日9月26日)。政府としては、今後とも被災者の支援、復旧・復興に万全の体制をとることとしています。

都道府県	人的被害(人)			住家被害(棟)			
	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床下浸水
北海道	2	69	778	101	127	1,588	1
青森県		1					
宮城県							8
岩手県			1				
合計	2	70	779	101	127	1,588	9

(消防庁調べ:11月10日18時00分現在)

三宅島噴火非常災害対策本部 第5回本部会議を開催

10月24日に、平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部の第5回本部会議が開催されました。

本部長（井上防災担当大臣）の挨拶、新たに副本部長として就任した佐藤内閣府副大臣、森元内閣府大臣政務官の紹介の後、気象庁より、三宅島では時折火山灰を放出する小規模な噴火は発生しているものの、火山活動は全体として低下しつつある旨の報告がなされました。

次に、内閣府から第4回本部会議後の国の取り組み等として、滞在型一時帰宅事業の実施などこれまでの三宅島噴火災害対策等の概況や、第四次三宅村総合計画が策定されたことを受けて関係各省庁への協力を確認した三宅島噴火災害に関する事務連絡会議、および健康影響から見た二酸化硫黄濃度の目安などについて検討を行った「三宅島火山ガスに関する検討会」について報告がなされました。同様に関係省庁からも、三宅島クリーンハウスの現状、農林水産業被害の状況、三宅島道路などの災害復旧状況等についてそれぞれの取り組み状況が報告されました。

また、内閣府から、10月16日に設置された「三宅島帰島プログラム準備検討会」について説明が行われ、今後はこの検討会の下に 安全分科会、基盤分科会、生活分科会の3つの分科会を置き、帰島にあたって必要となる課題などを整理していくことが報告されました。

東京都および三宅村からは、それぞれこれまでに講



三宅島本部会議の模様(井上防災担当大臣：中央)

じた各種対策や今後の取り組みについて報告がなされました。

意見交換では、三宅村から島民の現在の状況として、特に児童・生徒数が減っていることや、三宅村民を対象とした懇談会を開いて気軽に意見交換ができる場を設けていることについて、報告がなされました。

最後にまとめの挨拶として、井上本部長から、政府としても帰島に向けての具体的検討を進めていくため、関係省庁連絡会議の設置について指示がありました。

これを受けて、11月11日に政府内において関係省庁間で帰島に向けての各種対策等に関して連絡調整、意見交換をする場として「三宅島帰島プログラム準備検討関係省庁等連絡会議」を設置しました。

海外における災害

中国甘肅省における地震災害

10月25日夜に中国甘肅省で、マグニチュード6.1と5.8の地震が相次いで発生しました。報道によると、26日現在で、死者は少なくとも9名、負傷者40名以上、1万軒以上の家屋が倒壊するなどの被害が出ています。

甘肅省政府と中国地震局で構成された合同救援隊が、救援活動を続けています。

海外の災害については、こちらをご覧ください。

外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

国際協力機構ホームページ
<http://www.jica.go.jp/>

インドネシアにおける豪雨災害

インドネシア・スマトラ島の北スマトラ州では、11月3日から続く豪雨により河川が氾濫し、洪水が発生しました。報道によると、9日現在で、死者130名以上、行方不明者140名以上に及ぶ被害が出ています。わが国では、相手国からの要請がないことなどから、9月18日以降、11月15日現在まで、自然災害関連の海外緊急援助は実施されませんでした。

アジア防災センターホームページ
<http://www.adrc.or.jp/>

国連災害情報事務所ホームページ
<http://www.reliefweb.int/>

政府は、毎年9月1日の『防災の日』に、災害発生時の応急対策に関する準備の検証・確認と、国民の防災意識の高揚を図ることなどを目的として、南関東地域直下の地震および東海地震を想定し、関係地方公共団体との連携により総合防災訓練を実施しています。



訓練に参加した小泉首相(中央)と鴻池防災担当大臣(当時・右)

平成15年度の総合防災訓練の特徴

平成15年度における訓練では、南関東地域直下の地震へ重点を置き、内閣総理大臣をはじめ全閣僚が参加して行う訓練を実施。現地へ政府調査団として内閣総理大臣以下を派遣。全国の災害拠点病院(536病院)が参加し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の入力訓練を行い、それに基づいた救護班の派遣、重篤患者搬送のためのオペレーション訓練を実施。八都県市合同防災訓練と連携し、今回初めて自衛隊、警察、消防、医療機関が連携した広域応援訓練、救護班の派遣・重篤患者の搬送訓練を実施。東海地震に対応した訓練として、改定後の地震防災基本計画に基づく情報(注意情報など)の発出を行う。現地である静岡県へ内閣府副大臣、総務大臣政務官を派遣するなど実戦的な訓練を実施しました。

南関東地域直下の地震対応訓練

(地震想定)

- ・地震発生日時：9月1日 9時30分
- ・震源地：埼玉県南部(さいたま市)
- ・地震の規模：マグニチュード7.1

を想定し訓練を行いました。以下、時系列を追って実施した訓練内容を記述します。

9月1日(月)午前9時30分南関東地域直下の地震の発生後、10時00分関係省庁の局長級で構成される緊急参集チームが総理大臣官邸危機管理センターに招集され、情報の共有化を図るとともに、政府の対応を協議。

10時30分、内閣総理大臣、内閣官房長官、防災担当大臣などの関係閣僚会議を開催し、各省庁における準備体制を把握するとともに、政府対応基本方針案を協議。

11時00分に内閣総理大臣が、災害緊急事態の布告および緊急災害対策本部の設置を発表。国民に対する呼びかけを実施。

11時20分、全閣僚が参加し緊急災害対策本部会議を開催。その中で、内閣総理大臣(官邸)と埼玉県知事職務代理者(副知事)(埼玉県災害対策本部：埼玉県庁)との間で埼玉県の被害の状況、国への要請を確認するなどテレビ会議を実施。

13時15分、埼玉県入間市へ内閣総理大臣をはじめ防災担当大臣など政府調査団として派遣するとともに、八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)合同防災訓練と連携し今回初めて自衛隊、警察、消防、医療機関が連携した広域応援訓練、救護班の派遣・重篤患者の搬送訓練(自衛隊の航空機で空輸)を実施。また、地震発生直後から政府本部事務局運営訓練と



関係閣僚会議のもよう

して、危機管理センターにおいて、関係省庁から非常参集した本部事務局要員により、最新の機器を利用して、情報収集・伝達の訓練を行いました。また、災害応急対応の各オペレーション（広域緊急医療、緊急輸送、物資調達、救助・救急・消火）について、DIS（地震防災情報システム）により重篤患者の推計、物資需要量の見積などを行ったほか、関係都県、関係省庁、内閣府、内閣官房でワーキンググループを設置して検討している事項の検証を実施しました。

東海地震対応訓練

東海地震対応訓練においては、改定後の地震防災基本計画に基づく情報（観測情報第1号、注意情報第2号、注意情報第3号、予知情報第4号）の発出をするとともに、現地に政府調査団を派遣するなどの訓練を実施しました。

8月31日16時00分東海地震観測情報（第1号）、翌9月1日6時40分に東海地震注意情報（第2号）が、気象庁から発表され内閣府防災担当から関係省庁へ情報伝達を実施。

その後、7時00分に東海地震注意情報（第3号）を発表。

8時10分に危機管理センターにおいて気象庁長官から東海地震予知情報の報告を内閣総理大臣（想定）へ報告。

臨時閣議の開催を想定しつつ、8時30分に東海地震



救護班による被災者救出訓練

予知情報（第4号）が発表され、その伝達とともに警戒宣言文を関係機関に伝達するなどの訓練を官邸、関係省庁および指定公共機関の間で実施しました。

また、東海地震注意情報（第2号）を受け、政府の準備行動として、内閣府副大臣を政府現地本部を想定しつつ静岡県庁へ派遣する訓練を行いました。引き続き現地連絡調整会議などを実施する中で、静岡県知事と防災担当大臣との間でテレビ会議を実施するとともに、総務大臣政務官を政府調査団として静岡県菊川町へ派遣しました。

政府としては、今回の訓練の分析・評価を通じて、実効性のある防災組織体制の維持、整備を図っていくこととしています。

平成15年度の今後の訓練予定

平成15年度政府図上訓練（東海地震対応）

平成16年1月23日（金）に、東海地震を想定した平成15年度政府図上訓練を実施します。

訓練の方式は、ロールプレイング方式の図上訓練であり、平成15年1月に実施した南関東地域直下の地震を想定した大規模地震対処訓練に引き続き4回目の実施となります。ロールプレイング方式の図上訓練では、統制部（コントローラー）と演習部（プレーヤー）に分かれて訓練が実施され、より実際の訓練を実施することができます。

今回の東海地震を対象とした図上訓練は、平成13年度に実施して以来2回目となりますが、新たな強化地域、新たな東海地震大綱が策定されてから初めての訓練となります。

訓練参加者は、内閣官房・内閣府のほか、関係機関（警察庁、防衛庁、総務省、消防庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁）の14府省庁100名以上の参加となる予定です。

また昨年度と同様、政府機関のみならず、地方公共団体と合同で実施することにしており、東海地震強化地域の地方公共団体（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、名古屋市）と合同で実施するのは初めてとなります。

今年度の図上訓練においても、昨年度と同様に、防災対策に対する課題を多数抽出し、改善などを行う予定です。

八都県市合同防災訓練における埼玉県の取り組み

埼玉県環境防災部消防防災課

首都圏の八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）では、昭和55年から毎年9月1日の「防災の日」に、南関東地域における地震および東海地震を想定した合同防災訓練を実施しています。

本年度、合同防災訓練の幹事県会場となった埼玉県では、埼玉県南部を震源域とするマグニチュード7.1の直下地震の発生を想定し、政府の総合防災訓練との連携のもと、入間市「彩の森入間公園」ほかを会場として、330機関、約13,000名が参加して実施しました。

その主な取り組みについて紹介します。

住民が主体となった活動

訓練の共催市となった入間市の特徴である自主防災組織率100%を活かして、住民自身による避難誘導、がれきからの救出、避難所運営などの訓練を実施しました。初めて百貨店など営業中の大型商業施設を使用して行った市街地会場では、実災害さながらの避難誘導訓練、救出救護訓練などに多くの住民が取り組みました。

また、防災学習の一環として、市内小中学生を対象に応急手当やロープの使い方を体験する「防災体験」を実施しました。

広域的な応援の受け入れ

訓練会場の一つとなった航空自衛隊入間基地では、応援部隊や医療班などの広域応援の受け入れ訓練を実施しました。

北海道、愛知県、福岡県から緊急消防援助隊、宮城県から広域緊急援助隊、愛知県から医療班、兵庫県から緊急物資が、それぞれ航空自衛隊輸送機で搬送され、入間基地への到着から、埼玉県による受け入れと任務付与、実際の活動までの一連の流れを検証しました。



関係機関が連携して土砂に埋没した負傷者を救出



航空自衛隊輸送機による重篤患者の搬送

また、後方搬送が必要な重篤患者を、入間基地に設置したステージングケアユニットで容態の安定化を図った上で、航空自衛隊輸送機で搬送する広域医療搬送訓練を実施しました。

避難所と連携したライフライン応急復旧

住民生活に必要不可欠な電気・ガス・水道・通信の応急復旧訓練をより実戦的なものとするため、電気・ガス・水道・通信が寸断された避難所に対してライフライン機関が応急復旧を行い、避難所訓練中の住民が実際に使用するまでを行う「避難所と連携したライフライン応急復旧訓練」を実施しました。

防災関係機関の連携

より効果的な災害応急活動を行うためには、防災関係機関が相互の共通認識を深め、綿密に連携することが重要です。そこで、消防、警察、自衛隊が合同で指揮本部を開設し、情報の共有、活動方針の決定、指揮統制などを行う合同指揮訓練を実施しました。

埼玉県ではこうした取り組みをふまえ、消防、警察、自衛隊による連絡会議を設置し、災害時における連携や広域的な応援調整のあり方について、さらに協議を進めています。

南関東地域における直下の地震は、ある程度の切迫性を有していると指摘されています。

埼玉県では、こうした災害に備えて、県民の安心・安全を確保するため、より効果的かつ実戦的な防災訓練の実施に努めています。

GPSを使い密集市街地で避難訓練

東京都板橋区 防災課長
鍵屋 一

総合防災訓練では、例年、住民の避難訓練をはじめとした各種訓練が行われる。しかし、訓練がセレモニー化している、住民は決められたことに指図どおりに動くだけ、訓練内容がマンネリ化して得るものは少ないなどの不満が聞かれるようになってきた。

そこで、板橋区は、これまでにない取り組みとして、密集市街地の安全な避難をテーマとして、GPS（全地球測位システム）を活用した避難訓練を7月26日（日）の板橋区大谷口地区総合防災訓練で実施した。

訓練には、地域住民1,500人をはじめ、消防、警察、自衛隊、ライフライン企業、防災協定締結民間団体など防災関係機関多数が参加した。訓練は、東京を震源とする震度6強の地震が発生し、同時に通信が途絶え、電気、ガス、水道の供給がストップ。家屋倒壊により相当数の負傷者が出たほか、数か所で火災が発生し混乱している、という想定で行われた。当日は、未明から宮城県北部で震度6強などの激しい地震が続く中で訓練が実施されただけに、参加者は真剣に取り組んでいた。

例年、大谷口地区では、12のグループに分かれ、一時集合場所から中央会場の大谷口小学校に避難する訓練を行っている。今回は、大妻女子大学・セコムの協力を得て、各グループの先頭と最後尾にココセコムという携帯端末を持たせ、避難ルート・避難時間などを調査した。中央会場では、区長、警察署長、消防署長らが1分毎に変化する各住民防災組織の避難の位置情報を大型スクリーンの地図上で確認できるようにした。



避難の位置情報を明確に確認できる大型画面



いつもの道が「通行止め！」実戦的な避難訓練

特に、住宅が密集している地域の避難経路では、住民には知らせずに、家屋倒壊や火災で「通行止め」を設置、その場で安全な道を探しながら避難するという実戦的な訓練を行った。

このため、普段なら7分程度で行ける小学校まで20分以上かかった住民防災組織もある。先頭に立って避難経路の確保にあたった大谷口2丁目住民防災組織の大野一征本部長は「訓練だからといって、ただ決められた道について来るだけでなく、より実戦的な訓練ができたので、住民の意識も高まったと思う。ただ、実際の災害でこの訓練よりもずっと多い住民が集まったときに、混乱せずに安全に避難するにはどうしたらよいか、ということも考えさせられました。」と述べている。

後日、この訓練データをもとに、東急総合研究所・東急建設・東京ガスの協力を得て、延焼火災の中を全員が避難できるかどうかのシミュレーションを行った。その結果、



シミュレーション画面

この住民防災組織は残念ながら火災に巻き込まれて避難場所までたどり着けないことがわかった。同時に、少し遠回りであるが、広い道路を避難路として使うことで安全に避難できることもわかった。

今後、このような訓練を実施することで、住民の防災意識を高めるとともに新たな避難ルートの確保や住宅の耐震補強の優先順位をつけるのに役立てたいと考えている。

なお、この避難訓練のようすや避難シミュレーションの状況は、8月31日のNHKスペシャル「首都激震」で紹介されている。

大手町・丸の内・有楽町地区での防災訓練

三菱地所 株 都市計画事業室参事
(東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会幹事)

水口 雅晴

関東大震災時の状況

当社は毎年9月1日に全社員とテナントの参加による防災訓練を、関東大震災の3年後から連続と実施しています。(旧丸ビルは大正12年の竣工ですが、直後に関東大震災を経験しました。発災直後から当社医師(当時は三菱合資会社)と丸ビル内医師らにより被災者のため応急手当を開始し、臨時診療所では実に44,000人余に医療を行いました。その他備蓄米の炊き出し、救護所の設営、ビル貯水槽からの配水などの最大限の救護を行ったとの記録が残っています。この経験を後世に活かすため防災訓練を毎年実施しています。



三菱臨時診療所(関東大震災当時)

丸の内ビルディング総合防災訓練

当社の訓練は、大手町・丸の内・有楽町地区(大丸有)に立地する約30棟の当社ビルを中心として実施していますが、今年はオープン1周年を迎えた丸ビルでも、独自に総合訓練を2月26日と9月1日の2回実施しました。

日時(第2回):平成15年9月1日 10:00~10:50
目的:丸ビル共同防火管理協議会の各社が協力し、地震発生時に起こり得る災害を想定し、各現場での初動対応・初期消火・通報・避難などを行い、非常災害に対する心構えを涵養する。

場所:丸ビル館内および行幸通り、1階アトリウム他

監修:東京消防庁 丸の内消防署

参加:丸ビル共同防火管理協議会

テナント店舗・オフィス



職員による消火訓練



屋外での防災訓練の様子

三菱地所ビルマネジメント(株)丸ビル管理会社)

合計約1,000人(避難・消火・通報訓練参加)

概要:

午前10時00分、新宿区を震源とする震度6強の直下型地震が発生

共同防火管理協議会はただちに非常体制に入り、地下1階防災センターに「本部」を設置し、被害の情報収集

その後、24階給湯室および1階Marunouchi Café ease(カフェーズ:喫茶・軽食店)より出火

災害対策本部は火災発生のお知らせを受け、ただちに在館者に対し火災発生放送を実施

火災の拡大により避難放送を実施

出火場所付近の自衛消防隊員は、消火器および消火栓を使用し、初期消火を実施

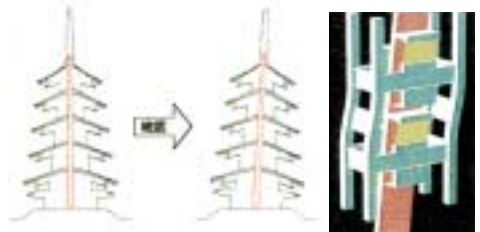
(屋外訓練)

丸の内消防署のポンプ車(2台)やはしご車(4台)特別救助隊などが出動し、丸ビルへの一斉放水、逃げ遅れた従業員の6階部分(地上約30m)からの救助などを実施。

丸ビルの耐震構造(参考)

世界最古の木造建築物である法隆寺五重塔は「芯柱」の効果により損傷が各層で分散される柔構造を具えており、丸ビルはここから着想した新しい耐震構造を採用しています。

「エネルギー吸収装置」により最大層間変形を約6割に低減できます。



芯柱構造:損傷を各層で分散

大妻女子大学教授
NHK解説委員
藤吉洋一郎



「明日起きても不思議ではない」として、東海地震対策が社会問題になってから四半世紀がたった。その後の地震学の成果などを入れて、東海地震対策強化地域の見直しが行われ、東海地震大綱ができ、新たな予防対策や緊急時の応急対策が着手されていると言う。

振りかえるといつも疑問に思うことがある。それは静岡県など東海地震が起きたときに被害が心配される地域が、この四半世紀の間に一体どれだけ地震に強いまちになったかということである。なぜなら、「明日起きるかもしれない」という不安のために、今日あずできること、すぐにできることがどうしても優先されてきたからである。もちろんこれはある程度やむをえないことであつたが、時間をかけて取り組まなければできない住宅の耐震強化や改築など根本的な対策は後手に回ってしまったのである。今後、東海地震大綱のもとで進められる対策は、今すぐできることばかりではなく、地震に強いまちづくり、地域づくりをも計画的に進めることになるものと期待している。

しかし、ここで心配なことがある。それは行政が作る計画には、行政がやるべきこと、できることがどうしても中心になり、民間がやるべきこと、できることは後回しになる傾向にあることである。例えば建物の耐震化を急ごうということになつても、いつも公共施設の耐震化ばかりが進められ、一般の企業のビルや個人の住宅は後回しになってきたのがその好例である。阪神・淡路大震災のあと建物の耐震化の必要が強く叫ばれたこともあって、こうした傾向は改められ、耐震診断や耐震強化工事費の補助など、国や自治体も民間住宅などの耐震化対策に乗り出したことは評価すべきだと思うが、なかなか成果が上がっていないのはどうしてだろうか？

それは、費用の補助だけでは環境づくりが十分ではないからだと思う。たとえばよく言われることであるが、耐震強化の工事をしたら、部屋がふえたわ

けでも、見栄えがよくなったわけでもないのに、かかった費用に応じて固定資産税が高くなってしまふ。地震に強いまちづくりに協力しているのだから、むしろ税金を安くするくらいの配慮がほしいと思うのが人情だろう。

また地震保険との関係もそうである。ようやく比較的最近になって住宅の耐震性能によって保険の掛け金が変わる仕組みを取り入れたが、それは新しく建った建物が対象であり、それ以前に建った建物の場合は、木造か非木造かの2つの仕分けしかないままである。耐震診断をして大丈夫ということがわかったら、当然のこととして、地震保険の掛け金が割安になるようなきめ細かい配慮が必要だろう。

個人の住宅が大地震でどうなるかは確かに個人の問題ではあるのだが、耐震補強をしなかったり、地震保険に入らないでいたりするのは、個人の問題ばかりでは済まされない側面がある。地震で家が倒壊し、道路をふさいでしまつたりするのは、持ち主や住んでいる人々にとっては命にかかわる大事であるが、周りの地域や社会にとっても救援救助や火災の消火作業に著しい影響を及ぼすはなはだ迷惑な行為なのである。また、個人の住宅の再建が進まないと町や地域の再建も進まない。災害という不可抗力による事態だから、住宅が倒れて周りに迷惑を及ぼしても、罪に問われることはないかもしれないが、事前にそうなることが予想されていた場合、それを防ぐための対策を取らずにいた責任はどうなるのだろうか？たとえば、耐震補強をしないままでは固定資産税が高くなるとか、地震保険に入れなくなるなど、いくつかの制度を組み合わせることによって、耐震補強の推進と地震保険の加入の促進が同時にはかれるような誘導策ができるのではないか。個人の不作为による社会への迷惑行為を見逃さないためにも、行政は耐震補強をしないと税や保険の面でも不利になるような環境づくりを検討すべきではないだろうか？

住宅の耐震化のようなもともと民間がやることでも、誰もがやる気になるような条件作りというか、やった方が得策だと誰もが考えるような環境作りは行政の仕事である。内閣府でも、民間住宅の地震被害軽減策の検討が始まったとのことだが、誰もがやる気になる条件作りとか、やった方が得策だと誰もが考えるような条件作りのために衆智を集めてほしいものである。

住宅の耐震化の必要性について

阪神・淡路大震災における住宅被害

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により引き起こされた阪神・淡路大震災。この震災では、8割超の方が建物のがれきの下敷きや倒れてきた家具が原因で、発災後ごく短時間で亡くなっています。さらに、焼死された方の中にも、がれきなどの下敷きで重篤状態になり、逃げたり助け出されたりできずに亡くなった方もおられるので、実際は9割以上が建物の崩壊が原因で亡くなったのではないかとされています。

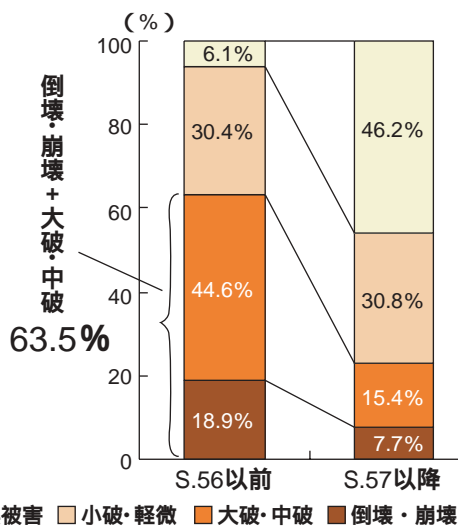
特に倒壊した建物のほとんどが、昭和56年6月に改正された現行の新耐震基準に合致していない、古い基準で建てられたものでした。現在、日本全国の住宅は約4,400万戸ですが、そのうちの約半数の2,100万戸が昭和56年以前に建築されたもので、さらにそのうちの1,300万戸で耐震性が不足していると見られています。



阪神・淡路大震災で倒壊した家屋

写真提供：共同通信社

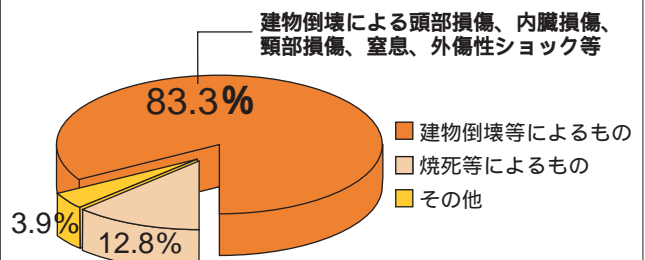
昭和56年以前に建築された住宅の被害



「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より作成

神戸市中央区の特定地域における木造住宅の⁵悉皆調査によると、昭和56年以前に旧耐震基準により建築された住宅の約64%が大きな被害を受けており、昭和56年以前の住宅の耐震化が非常に重要です。

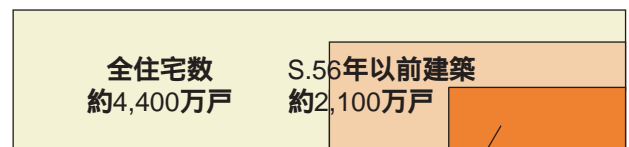
阪神・淡路大震災の犠牲者



「神戸市内における検死統計」(平成7年/兵庫県監察医)より作成

阪神・淡路大震災における神戸市内の犠牲者のうち、建物倒壊等により8割強が圧死となっています。すなわち、建築物の耐震化を推進することにより、犠牲者を大幅に減らすことが可能です。

耐震化を要する住宅数



うち耐震性が不足 **約1,300万戸**

平成10年住宅・土地統計調査(総務庁)国土交通省推計

全住宅の約3割、約1,300万戸が耐震性を有していないと推計されており、緊急に対策を講ずる必要があります。



いつどこでも発生する可能性のある大地震

日本は世界でも最も地震が多い地域の一つです。いつ発生してもおかしくない東海地震、今世紀前半には発生すると考えられている東南海・南海地震といった海溝型の巨大地震に加え、日本にある大小約2,000の活断層が引き起こす内陸直下の地震が考えられます。首都圏においては関東大震災から約80年が経っており、今後マグニチュード7クラスの直下の地震の発生が増えてくると言われています。このように、日本全国いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況であり、大地震から尊い人命を守るためには、住宅をはじめとする建物の耐震化を早急に進めていくことが重要です。住宅所有者の一人一人が自宅の耐震性能の確認をして、耐震化に向けた対策に早急に取り組んでいく必要があるのです。

住宅の耐震性能の確保に向けて

大地震から自らと家族の命を守るためには、住宅の耐震性能を確認し、必要があれば改修などの検討を行うことが必要です。住宅の耐震性能の確認は耐震診断により行います。詳細な耐震診断は、専門家が住宅の形状、構造、痛み具合、地盤の状況などを調査することにより耐震性能の確認が行われます。特に昭和56年以前の住宅については、耐震性能が不足している場合が考えられるので早急に耐震診断を実施し、必要があれば改修などの検討を行うことが重要です。

一方、昭和57年以降に建てられた住宅についても、構造躯体の老朽化やシロアリなどの被害によって耐震性能が低下している可能性もありますので、適切な維持管理に努めていくことが重要です。

耐震診断、耐震改修については、多くの各地方公共団体で相談を受け付けています。ぜひ、お早めにご相談

全国どこでも起こりうる大地震



出典：活断層研究会編「新編日本の活断層」(1991)

わが国には大小約2,000の活断層があるといわれており、兵庫県南部地震、鳥取県西部地震などに見られるように、いつどこで地震が発生するかわからない状況です。

談ください。耐震診断の実施について、無料で専門家を派遣したり、費用の一部を補助している地方公共団体もあります。

また、戸建住宅については、自分で耐震性能の確認が行えるコンピュータープログラムが(財)日本建築防災協会のHP(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>)で用意されています。ぜひこの機会にチェックをしてみてください。

「東海地震緊急対策方針」

本年7月29日に「東海地震緊急対策方針」が閣議決定されました。これは、切迫性が指摘されている東海地震対策のうち、人命に密接に関連する対策などを緊急かつ強力に実施するための方針を決定したもので、この中においても、住宅の耐震化対策については、実施すべき予防対策の第一に位置づけられ、政府を挙げて緊急に取り組んでいくこととしています。

住宅の耐震基準について

昭和56年6月の建築基準法の改正により、住宅を含む建物の耐震基準が強化されました。「新耐震基準」と呼ばれています。現在、新築される住宅はこの新耐震基準を守って建てられています。大地震時の建物の倒壊防止について、新耐震基準以前の基準でも一定の性能は確認していましたが、より確実に性能を確認する基準となりました。



東南海、南海地震に係る地震防災対策推進地域について

今世紀前半にも発生のおそれがある東南海・南海地震に対して防災対策を推進するために制定された、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下「東南海・南海法」という。)が本年7月25日に施行されたことを受けて、東南海・南海地震で甚大な被害が予想される地域を「東南海・南海地震防災対策推進地域」(以下「推進地域」という。)として指定するため、現在手続きを進めています。

東南海・南海地震

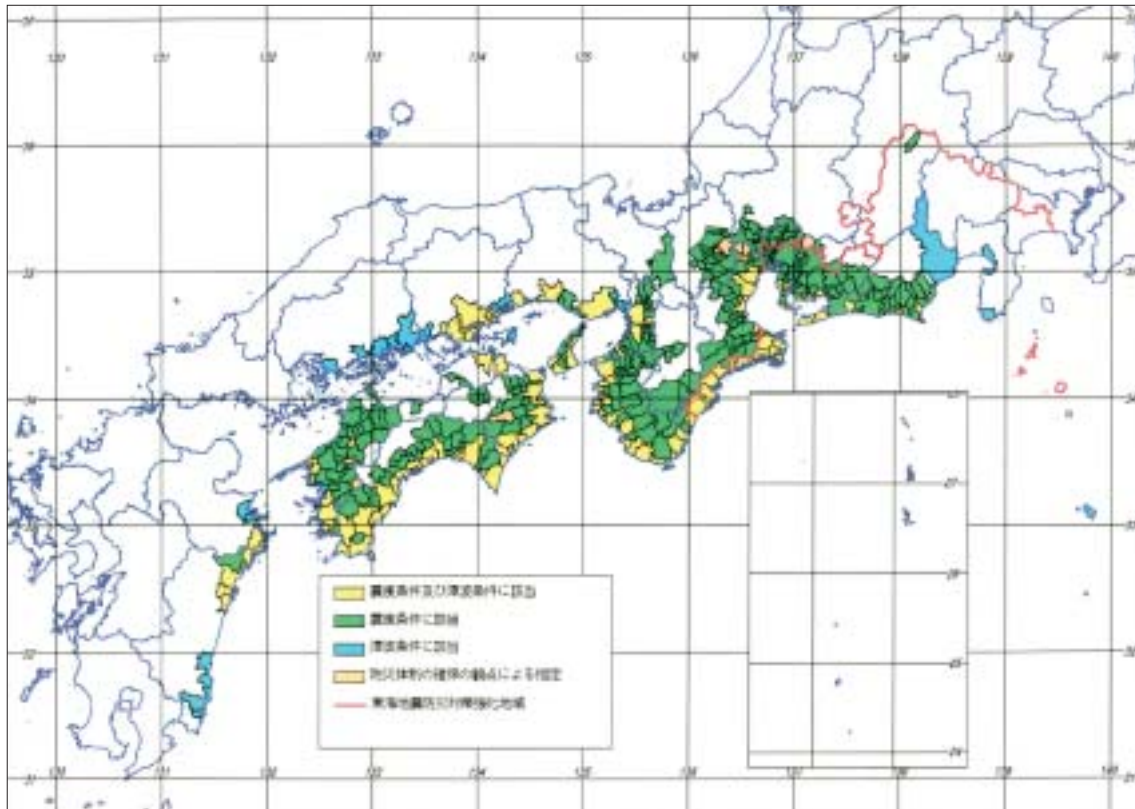
東南海・南海地震は、遠州灘西部から紀伊半島沖を経て土佐湾沖にかけての南海トラフ沿いのプレート境界を震源とするマグニチュード8クラスの大規模地震で、これまで100～150年間隔で発生しています。最近では昭和19年(1944年)と昭和21年(1946年)に発生していることから、今世紀の前半にも発生のおそれが指摘されています。

東南海・南海地震については、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(以下、「専門調

査会」という。)で、地震防災対策が検討されています。専門調査会による被害想定では、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に地震の揺れや津波によって広域かつ甚大な被害が予想されており、去る9月17日に公表された被害想定結果によると、死者約1万8千人(冬の朝5時に発生した場合)、全壊家屋約63万棟(冬の夕方18時に発生した場合)、経済被害は約57兆円と推計されています。

今後、専門調査会では東南海・南海地震防災対策をとりまとめる予定です。

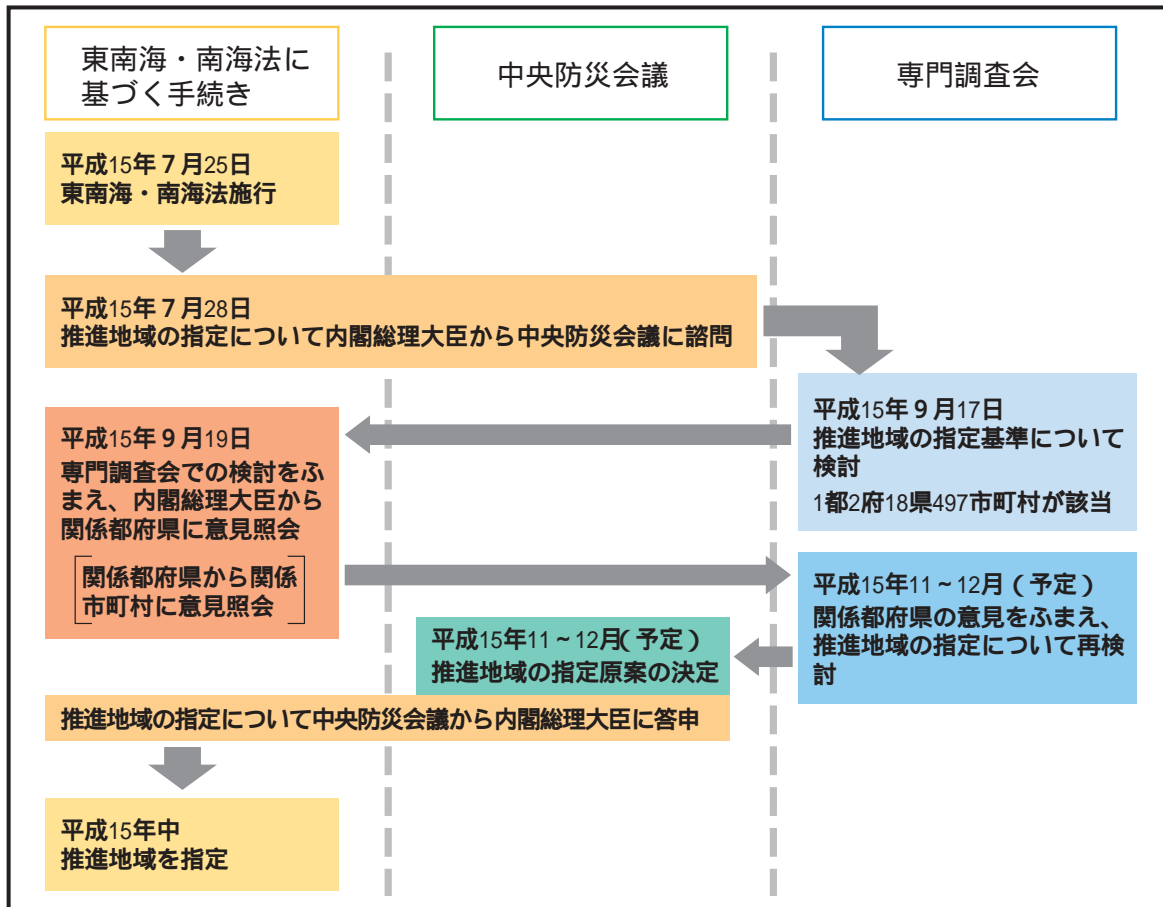
推進地域の指定基準に該当する市町村(案)



(地震:震度6弱以上、津波:津波高3mあるいは浸水深2m以上で海岸堤防が低い)



推進地域の指定に係るスケジュール



東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

広域かつ甚大な被害をもたらす東南海・南海地震に対する防災対策を推進するために、「東南海・南海法」が平成14年7月26日に制定され、本年7月25日に施行されました。本法は、東南海・南海地震で著しい地震災害が予想される地域を推進地域として指定し、国・地方公共団体・民間事業者などの関係機関が基本計画、推進計画、対策計画を作成し、防災施設、観測施設を整備するなどにより東南海・南海地震対策を推進するものです。

推進地域の指定

東南海・南海法の施行後、本年7月28日の中央防災会議で、東南海・南海法に基づいて内閣総理大臣から中央防災会議に推進地域の指定について諮問されたことを受けて、9月17日の専門調査会では、推進地域の

指定基準について検討されました。地震の揺れについては、家屋全壊や死者が発生し始めるとされる「震度6弱以上」、津波についても同様にして「陸上での浸水深2m以上」または浸水深2mに対応するとされている「海岸での津波高3m以上(いわゆる大津波)」で、「堤防で防げる地域を除く」としました。このほか、広域消防など市町村が連携して防災体制をとっている地域についても、防災体制の観点から推進地域の指定基準に含めました。これらの基準に該当する1都2府18県497市町村を推進地域案としてとりまとめました(図参照)。この検討をふまえて、現在、内閣総理大臣から関係都府県に(関係都府県から関係市町村に)意見照会が行われています。

今後、関係都府県への意見照会の結果をもとに再度専門調査会で検討され、中央防災会議で推進地域の指定原案としてとりまとめ、内閣総理大臣に答申されます。内閣総理大臣は平成15年中にもこの答申を受けて推進地域を指定します。



中央防災会議

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第1回)

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」の第1回会合が、去る9月18日に開催されました。

わが国の防災対策の中心は、さまざまな防災関係機関による事前の予防・減災対策と発災時の応急対応ですが、これらに加えて、一般の企業や自主防災組織、個人などもそれぞれの立場で迅速かつ効果的な防災対策を進めることが重要です。

昨年4月に開かれた中央防災会議において、会長である内閣総理大臣から、「災害に強い国の実現を考える場合、民間の知恵と力の活用が重要。市場のスピード、活力を導入することにより充実した対策が可能。」という趣旨の発言があり、それを受けて昨年10月には、防災担当大臣主宰の「企業と防災に関する検討会議」が設置され、企業やまちづくりと防災にかかわる課題と方向性が検討されました。

これらを背景に、行政、民間、市場での防災に関する各種取り組みの相互連携による地域や社会の防災力向上を目的として、本年5月の中央防災会議で本専門調査会の設置が決定され、その最初の具体的な討議が今回の第1回会合となったものです。

本調査会では今後、以下の2つの事項を中心に検討を行います。

災害に強いまちづくりに向け、企業などが連携し日常的に活動に参画することで、地域防災力向上が図られる「防災まちづくり」を推進するための施策の検討

日常的商品やサービスの防災性能に着目し評価することで、消費者や企業の行動を通じて社会の防災力が高まる仕組みや、企業の防災への取り組みが社会的に評価される仕組みを作るなど、市場の力を活かして防災力の向上を図るための施策の検討

「防災」という目的自体は誰も否定しなくても、その具体的な取り組みに関しては、「それぞれが努力する」といった非常に曖昧なものとなっていることが少なくありませんが、本専門調査会では、広範な専門委員による議論を通じて、官民が連携した防災対策についての基本指針である「民間と市場の力を活かした防災戦略(仮称)」を、来年夏頃を目途に提案することを目指しています。

なお、会合は公開を原則としています。



挨拶する鴻池防災担当大臣(当時)

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」委員

敬称略・五十音順

座長	樋口 公啓	日本経済団体連合会 副会長 (東京海上火災保険株式会社 相談役)
委員	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	大林 厚臣	慶應義塾大学 助教授
	齋藤 忠衛	セブンイレブンジャパン 総括マネジャー
	柴田いづみ	滋賀県立大学 教授
	田畑日出男	東京商工会議所まちづくり委員長 (国土環境株式会社 代表取締役会長)
	中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社 ディレクター
	中林 一樹	東京都立大学 教授
	西浦 英次	日本損害保険協会 専務理事
	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発 計画推進協議会長 (三菱地所株式会社 会長)
	前田 正尚	日本政策投資銀行 政策企画部長
	松岡 和良	中部経済連合会 常務理事
	松岡 勝博	那須大学 教授
	松原 武久	名古屋市長
目加田説子	独立行政法人経済産業研究所 研究員	
安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会 理事長 (早稲田商店会長)	
山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長	



中央防災会議 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第1回)

中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」の第1回会議が、10月27日に開催されました。

専門調査会設置の経緯

東日本・北日本の太平洋沿岸、日本海溝・千島海溝周辺では、太平洋プレートが陸のプレートの下に沈み込むことにともない、マグニチュード7や8クラスの海溝型地震が多数発生しています。1896年の明治三陸地震では大津波によって死者約2万2千人、1933年の昭和三陸地震では死者約3千人を出すなど、大きな被害をともなう地震も発生しています。また、宮城県沖地震は約40年間隔で発生しており、1978年に発生後25年が経過していることから、切迫性が指摘されています。本年5月26日と7月26日には、宮城県、岩手県で震度6弱以上を観測する地震が発生し、当該地方の地震防災対策強化の必要性が叫ばれました。こうしたことから、日本海溝・千島海溝周辺で発生する、広域かつ甚大な被害をもたらす大地震について防災対策を検討するため、7月28日の中央防災会議で専門調査会の設置が決定されました。

専門調査会での検討

10月27日の第1回会議では、対象とする地域での地震・津波の特徴やこれらによる災害の特徴、防災対策を検討するにあたっての留意事項など、幅広い内容について活発な議論が行われました。

本専門調査会では今後、以下の項目について検討を進め、平成17年秋頃、当該地域における地震防災対策のあり方についての検討結果をとりまとめる予定です。

防災対策の検討対象とする地震像
地震の揺れ、津波の高さの分布
被害予測
地震防災対策に関する検討

中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」委員

(敬称略、五十音順、 : 座長、 : 座長代理)

阿部 勝征	東京大学地震研究所教授
新谷 融	北海道大学大学院農学研究科教授
伊藤 和明	防災情報機構特定非営利活動法人会長
今村 文彦	東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
入倉孝次郎	京都大学防災研究所教授
笠原 稔	北海道大学大学院理学研究科教授
島崎 邦彦	東京大学地震研究所教授
杉山 雄一	独立行政法人産業技術総合研究所活断層研究センター副センター長
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所助教授
長谷川 昭	東北大学大学院理学研究科教授
濱田 政則	早稲田大学理工学部教授
溝上 恵	東京大学名誉教授
翠川 三郎	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
山崎 文雄	東京大学生産技術研究所助教授

住宅における地震被害軽減方策検討委員会発足

阪神・淡路大震災においては、死者の約8割が建物倒壊などによる圧死であり、大きな被害をもたらす地震から人命・財産を守るため、住宅等の耐震化を進めることが急務です。しかし、住宅等の所有者の耐震化に対する意識の低さや改修費用の高さなどの理由によりなかなか耐震化が進まないのが現状であり、こういった場合について、居住者の生命の安全を確保するための次善の対策を講じることが重要です。

そのため、内閣府では「住宅における地震被害軽減方策検討委員会」(委員長:坂本功東京大学教授)を設置し、防災ベッドの導入、家具の転倒防止などの予防対策、災害時の避難行動を含めた住宅における居住者の安全確保の考え方や行政、関係団体・企業、住民が連携して住宅における地震被害の軽減に取り組んでいく体制づくりについて検討を行うこととしました。

第1回委員会は、平成15年10月27日に開催され、検討の進め方や住宅の耐震化の阻害要因について議論しました。

住宅における地震被害軽減方策検討委員会 委員

委員長	坂本 功	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	岡田 恒	独立行政法人建築研究所構造研究グループ長
	榊原富士男	静岡県都市住宅部建築安全推進室長
	佐久間順三	設計工房佐久間代表取締役
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	鈴木 恵子	独立行政法人消防研究所建築防火研究グループ研究員
	寺岡 洋志	横浜市建築局住宅部民間住宅課長
	日野 宗門	財団法人消防科学総合センター研究開発部長
	上総 周平	内閣府参事官(地震・火山対策担当)
	務台 俊介	消防庁防災課長
	青木 徹	国土交通省住宅局建築物防災対策室長
杉山 義孝	財団法人日本建築防災協会専務理事	

国際
防災

「国際防災オープンフォーラム」で 震災対策を議論



10月4日(土) 国際防災デー(10月第2週水曜日)の一環として、また、今年が関東大震災80周年であることをふまえ、「国際防災オープンフォーラム：地震の備えは万全か? - 関東大震災80周年の国際防災デーに考える」が国連大学、内閣府、アジア防災センターなどの主催で開催されました。

今回のフォーラムでは、国際防災への関心を高め、2005年1月に兵庫県で開催予定の「国連防災世界会議」について広く一般の方々に認識してもらうことも目的として開催されました。行政関係者や研究者、多くの一般の方々や各国の在日外国大使館関係者など約250名の参加を得て、活発な議論が展開されました。

なお、今回は2004年3月に、今回同様、国連大学で「洪水やかんばつなどの水災害への対策」をテーマにフォーラムを開催する予定です。

開会式では、はじめに、国連大学のハンス・ファン・ヒンケル学長が、人間の災害に対する認識の甘さや都市の巨大化といった社会状況の変化が自然災害による被害が繰り返される大きな要因であると指摘しました。

続いて、内閣府防災担当の尾見政策統括官が、日本全



国における地震活動が活発化していることを指摘するとともに、東海地震や東京直下の地震対策など、政府が進めている防災対策を紹介しました。また、住民の防災意識が災害予防には必要不可欠であることや、科学的な知識・情報を実際の行動に結びつけていく点など、今後の課題を指摘しました。

最後に、ジュネーブから国連国際防災戦略(ISDR)のプリセニョ事務局長がビデオレターで、包括的な防災対応やリスク軽減のためのガイドラインの作成、中期的な行動計画の策定・実施の重要性を強調するとともに、2005年1月に開催予定の「国連防災世界会議」について触れ、開催に向けての気運醸成が図られました。

専門家による講演とディスカッション

進行：松尾 剛(NHKアナウンス室)

片山 恒雄氏

(防災科学技術研究所理事長)

「関東大震災について私たちは何を知っているのか」

関東大震災の災害の大きさや、当時の行政対応について説明し、我々が知っているつもりでも、まだ知らないこと、学ぶべきことはたくさんあることを強調しました。さらに、現在予測されている南関東地震の被害総額は約80兆~100兆円で、ほぼ国の年間予算に匹敵することに触れ、その金額の莫大さは日本のみならず世界に影響を及ぼすことを指摘しました。

目黒 公郎氏

(東京大学助教授)

「大災害に備える：ソフト・ハード面での対策」

阪神・淡路大震災の被害状況を例に、被災者の死因の多くが、建物倒壊による窒息死や圧死であることから、既存の脆弱建物の耐震化が重要であることを指摘しました。また、被災建物の補償制度について、その効果的な制度のあり方として、住民自らが耐震補強を進めていくインセンティブを高めるため、住民が自助努力で耐震補強を行い、耐震基準を満たしている建物について補償することを提案しました。

ハレシュ・シャー氏

(スタンフォード大学名誉教授、世界地震安全推進機構理事長)

「地震被害評価法の限界を超えて：

リスク軽減のための戦略」

人命を救うだけでなく、経済的損失をいかに防止するかが災害にかかるリスク管理であり、日本においては、人命損失にかかる被害軽減については進歩がみられるものの、経済的損失対策が十分でないという警鐘を鳴らし、保険制度のさらなる活用などの必要性を唱えました。

デビット・マメン氏

(ニューヨーク大学行政研究所長)

「大災害からの復興：教訓に学ぶ」

関東大震災における当初のすばらしい復興計画が、政治的理由により大幅に縮小されたことを紹介する一方、阪神・淡路大震災では大規模な被害にあった真野地区(神戸市長田区)での復興過程で、市民参加によるまちづくりが推進されたことを高く評価しました。また、9.11テロにおけるニューヨークのWTCの復興でも、市民グループが大きな役割を果たしていることを紹介し、復興過程における住民参加の重要性を強調しました。



7月の梅雨前線による災害の激甚災害指定

「平成15年7月18日から同月22日までの間の豪雨による災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成15年9月5日に公布・施行されました。

7月18日に黄海北部に中心を持つ低気圧が北東に進むのにもなって、日本の南海上にあった梅雨前線が西日本にかかりました。その後、梅雨前線は21日にかけて九州北部に停滞しました。18日夕方から20日明け方にかけては、梅雨前線に向かって暖湿な気流が流れ込み、西日本で大気の状態が不安定となって大雨が降り、21日から22日明け方にかけて、東日本から西日本にかけての広い範囲で大気的不安定な状態が続き大雨となりました。これらの大雨により西日本を中心に農地等に大きな被害が生じました。

農地、農業用施設および林道関係の全国の合計査定見込額
(全国で87億円)

今回、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、政令でこの災害を激甚災害として指定するとともに、適用すべき措置として右記のものを指定しました。

1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)などに基づく通常の国庫補助率の1割程度のかさ上げを行います。
2 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)	農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業のうち、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を、地方交付税で措置します。



台風10号と前線による災害の激甚災害指定

「平成15年8月7日から同月10日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成15年10月3日に公布・施行されました。

8月3日にフィリピンの東海上で発生した台風第10号は、発達しながら北西に進み、7日昼前に大型で強い勢力で沖縄本島を通過しました。その後、8日早朝にかけて奄美諸島沿いに進み、8日夜には強い勢力を保ったまま高知県室戸市付近に上陸しました。さらに9日朝には兵庫県西宮市付近に再上陸し、その後勢力を弱めて北陸、東北地方を通過し、10日未明に北海道の襟裳岬付近に上陸しました。一方、オホーツク海の低気圧から延びる前線は、台風の影響を受けて活動が活発となり、この低気圧から延びる前線が北海道東部から東北地方北部にかかりました。

この台風と前線の影響で7日から10日にかけて全国的に大雨となり、北海道を中心に農地などに大きな被害が生じました。

農地、農業用施設および林道関係の全国の合計査定見込額
(全国で205億円)

今回、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、政令でこの災害を激甚災害として指定するとともに、適用すべき措置として右記のものを指定しました。

1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)などに基づく通常の国庫補助率の1割程度のかさ上げを行います。
2 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)	農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業のうち、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を、地方交付税で措置します。



防災ポスターコンクールの応募状況

防災意識の一層の高揚を図るため、「防災を、描いて、伝えて、あなたの思い。」という呼びかけで、防災週間の一環として実施している「第19回防災ポスターコンクール」(応募期間：平成15年8月1日～10月20日)に、児童(小学校低・中学年)、児童(小学校高学年)、学生(中・高校生)、一般の4部門から合計で約7,500点のご応募がありました。

応募作品の中から、今後開催される審査会で、防災担当大臣賞、防災週間推進協議会会長賞など、優秀作品の選定を行う予定です。

多数のご応募、ありがとうございました。

昨年度の防災担当大臣賞受賞作品



児童の部



学生の部



「防災とボランティアのつどい」の開催

阪神・淡路大震災において、災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことにより、平成7年12月の閣議了解で、阪神・淡路大震災が発災した1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日～21日を「防災とボランティア週間」とすることが定められました。

この週間を中心として、全国各地で災害時のボランティア活動や自主的な防災活動の普及のためのさまざまな行事が行われる予定です。内閣府においても、来年1月18日(日)に「防災とボランティアのつどい」を開催します。詳細につきましては、内閣府のホームページに掲載予定ですので、ご覧ください。

日時：平成16年1月18日(日)

場所：阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

(兵庫県神戸市)

シンポジウム(予定)

ボランティア団体ポスターセッション(予定)

<http://www.bousai.go.jp/volunteer/index.html>



土砂災害の「地域防災力評価診断」をホームページに掲載

災害から地域を守るために一番力を発揮するのが、被災現場にいる地域の人たちです。今年7月に発生した熊本県水俣市の土砂災害でも、自主防災組織がある地域の方が、ない地域に比べ、災害が発生する前に避難していた人の割合が多く、地域で自主的に防災活動をする意義が認められています。

内閣府では、消防庁、国土交通省と協力して、この「地域(自身)の防災力」がどれくらいあるのかを客観的かつ簡単に評価・診断できるように、過去に災害を経験した地域の防災リーダーへの調査などに基づいてその手法を検討し、その結果作成した診断プログラムを、このたびホームページに掲載しました。

これは、地域住民などのリーダーの方がインターネットを通じてアンケート形式で質問に回答すると、「地域防災力」の総合評価結果チャートと、どこに地域の問題点があるのかのアドバイスが示されるものです。

今回は、「土砂災害」を対象として、ご自分で地域の防災力を評価できるプログラムを掲載しています。ぜひ多くの地域の防災リーダーの方が自己診断にチャレンジされ、今後の活動を進める上での参考にしていただきたいと思います。

[質問に回答]



[診断結果]



<http://www.bousai.go.jp/dosha/shindan/>

内閣府(防災担当)人事異動

平成15年10月5日付	新	旧
参事官(災害応急対策担当)	上村 章文 総務省大臣官房秘書課付から	岩田 知也 総務省総合通信基盤局高度通信網振興課長へ
平成15年11月1日付		
参事官補佐 (総括・訓練担当)	椿本 和幸 国土交通省河川局総務課付から	後藤 肇 国土交通省大臣官房人事課付へ

9月～11月の動き

9月24日	名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会(第4回)の開催
10月4日	国際防災オープンフォーラムの開催
10月8日	井上政府非常災害対策本部長(防災担当大臣)の三宅島噴火災害にかかる現地視察
10月14日	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第15回)の開催
10月24日	「平成12年(2000年)三宅島噴火非常災害対策本部」第5回本部会議の開催
10月27日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第1回)の開催
10月27日	住宅における地震被害軽減方策検討委員会(第1回)の開催
11月11日	三宅島帰島プログラム準備検討関係省庁等連絡会議(第1回)の開催
11月12日～14日	平成15年度防災担当職員合同研修の実施

被災者生活再建支援法に基づく
支援金の支給状況

(平成15年10月31日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成15年7月18日	7月梅雨前線豪雨災害 福岡県(3市2町)
平成15年7月20日	7月梅雨前線豪雨災害 熊本県(1市)
平成15年7月26日	宮城県北部を震源とする地震 宮城県(全県)
平成15年9月26日	十勝沖地震 北海道(2町)
既支給世帯数	1,508世帯
支給額	11億9,053万円

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	2,590世帯
支給額	20億3,786万円

12月～1月の防災関係行事予定

平成15年 12月3日	民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会(防災まちづくり分科会)
12月15日	民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会(市場分科会)
12月22日 (未定)	災害教訓の継承に関する専門調査会 中央防災会議
平成16年 1月15～21日	防災とボランティア週間
1月17日	防災とボランティアの日
1月18日	防災とボランティアのつどい
1月23日	平成15年度政府図上訓練
1月～2月	第19回防災ポスターコンクール表彰式

表紙の写真

平成15年(2003年)十勝沖地震

上段:地震による津波で陸に打ち上げられた多数の漁船
(北海道豊頃町・大津漁港 9月26日)

写真提供:東京新聞

下段:地震による損傷で発生した石油タンク火災

(北海道苫小牧市 9月29日)

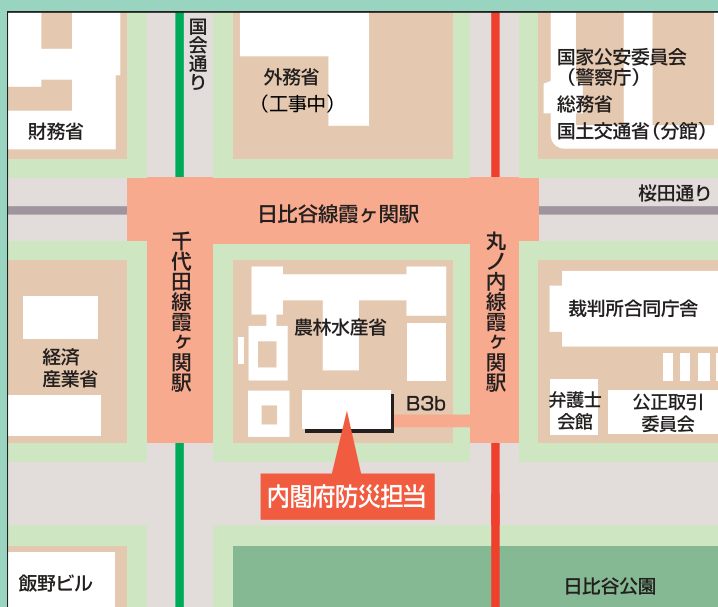
写真提供:北海道新聞社

内閣府(防災担当)

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階)

TEL. 03-5253-2111 (大代表)

URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ

広報
ぼうさい
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年11月
第18号

発行日：2003年(平成15年)11月25日

監修：内閣府政策統括官(防災担当) 編集協力：総務省消防庁

編集・発行：(株)防災&情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階

電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296

E-mail: idpis@cd.inbox.ne.jp

※ ご意見などがありましたら、(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。